

第3章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定

3.1 計画段階配慮事項の選定

第1種事業に係る計画段階配慮事項は、「長野県環境影響評価技術指針」の〔様式〕影響要因－環境要素関連表を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、重大な影響を受けるおそれのある環境要素として、存在・供用による大気質、景観、その他の環境要素（日照障害）の3項目を選定した。選定結果は表 3.1-1に、選定理由は表 3.1-2(1)、(2)に示すとおりである。

なお、本配慮書の作成時点において工事計画の熟度が工事中の影響を検討できる程度にはないこと、同種事業の環境影響評価の実績を踏まえ、方法書以降での環境保全措置の検討により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから、工事の実施による影響は対象としないこととした。しかしながら、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいては、工事中等の影響を含めて環境影響評価を行うかどうか検討し、選定する場合は適切に調査、予測及び評価を実施するものとする。

余 白

表 3.1-1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要素 影響要因	(小区分)	大気質		騒音	振動	低周波音	悪臭	水質				水象			土壌汚染		地盤沈下	地形・地質				植物				動物		景観				文化財	廃棄物等		その他の環境要素						
		環境基準が設定されている物質	粉じん					その他必要な項目	環境基準が設定されている項目及び物質	水生生物	底質	地下水質	河川及び湖沼等	地下水	利水及び水面利用等	環境基準が設定されている項目及び物質		その他必要な項目	地形	地質	土地の安定性	注目すべき地形・地質	植物相	植生	土壌	注目すべき個体、集団、種及び群落	保全機能等	動物相	注目すべき種及び個体群	生態系	景観資源及び構成要素		主要な景観	触れ合い活動の場	廃棄物	残土等の副産物	温室効果ガス等	日照障害	電波障害	風害	光害
		区分	(具体的な要因)																																						
工事による影響	運搬(機材・資材・廃材等)	工事関係車両の走行	-																																						
	樹木の伐採																																								
	土地造成(切土・盛土)		-	-	-	-																																			
	掘削		-	-	-	-																																			
	工作物の撤去・廃棄(建築物の解体等)	既存施設の解体	-	-	-	-																																			
	舗装工事・コンクリート工事		-	-	-	-																																			
	建築物の工事		-	-	-	-																																			
	廃材・残土等の発生・処理																																								
存在・供用による影響	地形改変																																								
	樹木伐採後の状態																																								
	工作物等の存在																																								
	緑化																																								
	自動車交通の発生	ごみの搬入、焼却灰の搬出等	-																																						
	焼却施設の稼働		○	-	-	-	-																																		
	廃棄物の排出・処理																																								

注) ○ : 選定する
 - : 影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない(方法書以降での環境保全措置により影響の回避・低減が可能と考えられることから、配慮書段階では選定しない。しかしながら、方法書以降の環境影響評価手続において選定の有無を検討し、選定する場合は適切に調査、予測及び評価を実施するものとする)
 無記入: 選定しない(影響要因が想定されないもの)

表 3.1-2(1) 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素		選定結果	理由
大気質	環境基準が設定されている物質	○	存在・供用時に焼却施設の稼働により発生する排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシン類により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。 工事中にも影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	粉じん	—	工事中に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	その他必要な項目 (水銀、塩化水素)	—	存在・供用時に影響が考えられるが、当該項目については、既存資料では現況が把握できないこと、また「環境基準が設定されている物質」と拡散は同様であり、「環境基準が設定されている物質」を選定することで複数案の比較が可能であることから配慮書段階では選定しない。
騒音		—	工事中及び、存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
振動		—	
低周波音		—	存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
悪臭		—	存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
水質	環境基準が設定されている項目及び物質	—	工事中に濁水等による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。 存在・供用時はプラント排水は無放流、生活排水は下水道放流とするため水質汚濁物質を発生させる要因はないことから選定しない。
	その他必要な項目	×	工事中及び、存在・供用時に水質汚濁物質を発生させる要因はないことから選定しない。
	水生生物	—	工事中に濁水等による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	底質	×	工事中及び、存在・供用時に水質汚濁物質を発生させる要因はないことから選定しない。
	地下水質	×	
水象	河川及び湖沼等	—	工事中及び、存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	地下水	—	工事中の掘削等及び、存在・供用時の施設の稼働に伴う揚水による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	利水及び水面利用等	×	工事中及び、存在・供用時に河川の利水等に影響を与える要因はないことから選定しない。
土壌汚染	環境基準が設定されている項目及び物質	—	工事中の掘削土の場外への搬出による影響及び存在・供用時に焼却施設の稼働により発生する排ガス中に含まれるダイオキシン類等による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	その他必要な項目	×	工事中及び、存在・供用時に影響が考えられる要因はないことから選定しない。
地盤沈下		×	工事中及び、存在・供用時に地盤沈下を発生させる要因はないことから選定しない。

注) ○：選定する

—：影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない（方法書段階で選定を検討する）

×：影響要因が想定されないため、選定しない

表 3.1-2(2) 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素		選定結果	理由
地形・地質	地形	×	工事中及び、存在・供用時に地形及び地質に影響を与える要因はないことから選定しない。
	地質	×	
	土地の安定性	—	工事中に土地造成による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	注目すべき地形・地質	×	事業実施想定区域内に注目すべき地形・地質は存在しないことから選定しない。
植物	植物相	—	事業実施想定区域内には、一部緑地が存在することから、工事中及び、存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	植生	—	
	土壌	×	事業実施想定区域は、すでに改変された土地であり、工事中及び、存在・供用時に植栽土壌への影響要因はないことから選定しない。
	注目すべき個体、集団、種及び群落	—	事業実施想定区域内には、一部緑地が存在することから、工事中及び、存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	保全機能等	—	存在・供用時の緑化による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
動物	動物相	—	事業実施想定区域内には、一部緑地が存在することから、工事中及び、存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	注目すべき種及び個体群	—	
生態系		—	
景観	景観資源及び構成要素	○	存在・供用時に煙突や建屋の存在により、主要な眺望地点等からの景観が変化し影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
	主要な景観	○	
触れ合い活動の場		×	事業実施想定区域及び周囲には、既存資料調査からは影響を受けると考えられる触れ合い活動の場や周知の埋蔵文化財は存在しないことから、選定しない。
文化財			
廃棄物等	廃棄物	—	工事中及び、存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	残土等の副産物	—	工事中に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
温室効果ガス等		—	存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
その他の環境要素	日照障害	○	存在・供用時に煙突や建屋の存在により、日影の状況が変化し影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
	電波障害	—	存在・供用時に影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能と考えられることから配慮書段階では選定しない。
	風害	×	工事中及び、存在・供用時に風害、光害を発生させる要因はないことから選定しない。
	光害	×	

注) ○：選定する

—：影響要因は想定されるが、配慮書段階では選定しない（方法書段階で選定を検討する）

×

3.2 調査、予測及び評価の手法の選定

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法は、「長野県環境影響評価技術指針」を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、表 3.2-1に示すとおりとした。

表 3.2-1 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

環境要素		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	環境基準が設定されている物質	【調査項目】 ・大気質の状況 ・気象の状況 ・環境保全についての配慮が必要な施設の状況 ・法令による指定及び規制等の状況 【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周囲の情報を把握できるため。	【予測手法】 各複数案について、数値シミュレーションにより年平均値を予測する。 【手法の選定理由】 複数案による影響の程度を適切に予測できるため。	【評価手法】 複数案を比較することにより、①環境影響の回避又は低減の観点、②環境保全のための目標との整合性の観点から事業者の見解を示す方法とする。 【手法の選定理由】 複数案を適切に評価できるため。
景観	景観資源及び構成要素	【調査項目】 ・景観の状況 ・水象、地象、植生、土地利用等の状況 ・人口、交通の状況 ・法令による指定及び規制等の状況 【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周囲の情報を把握できるため。	【予測手法】 各複数案について、事業実施想定区域周辺の視点場からのフォトモンタージュを作成する方法により眺望景観の変化の程度を予測する。また、仰角も算出する。 【手法の選定理由】 複数案による影響の程度を適切に予測できるため。	【評価手法】 複数案を比較することにより、環境影響の回避又は低減の観点から事業者の見解を示す方法とする。 【手法の選定理由】 複数案を適切に評価できるため。
	主要な景観	【調査項目】 ・日影の状況 ・地形の状況 ・環境保全についての配慮が必要な施設の状況 ・土地利用の状況 ・法令による指定及び規制等の状況 【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周囲の情報を把握できるため。	【予測手法】 各複数案について、日影図を作成する方法により、事業実施想定区域周辺の地盤面で日照阻害が発生する範囲を予測する。 【手法の選定理由】 複数案による影響の程度を適切に予測できるため。	【評価手法】 複数案を比較することにより、環境影響の回避又は低減の観点から事業者の見解を示す方法とする。 【手法の選定理由】 複数案を適切に評価できるため。
その他の環境要素	日照阻害	【調査項目】 ・日影の状況 ・地形の状況 ・環境保全についての配慮が必要な施設の状況 ・土地利用の状況 ・法令による指定及び規制等の状況 【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周囲の情報を把握できるため。	【予測手法】 各複数案について、日影図を作成する方法により、事業実施想定区域周辺の地盤面で日照阻害が発生する範囲を予測する。 【手法の選定理由】 複数案による影響の程度を適切に予測できるため。	【評価手法】 複数案を比較することにより、環境影響の回避又は低減の観点から事業者の見解を示す方法とする。 【手法の選定理由】 複数案を適切に評価できるため。